

検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第2回における主な論点

1. 地方・中小企業による知財活用

(1) 知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

- ・ 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、知財に係る制度や支援施策の普及啓発を実施。（経済産業省）
- ・ 近畿地方の中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用を支援する「INPIT 近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を大阪市に開設。（経済産業省）
- ・ 中小企業等の特許料金減免手続の簡素化を実施予定。（経済産業省）
- ・ 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組みについて、企業側へのアンケート調査結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、事業性評価に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、金融機関と深度ある対話を実施。（金融庁）
- ・ 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、地域金融機関からの融資や事業性評価につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書の作成支援、知財金融シンポジウムの開催等を実施。（経済産業省、金融庁）

(2) 第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ イノベーションの加速により生じる、地域的な格差の拡大への対応という視点も重要。
- ・ 中小企業の特許料金の減免、手続の簡素化をアメリカ、中国並みにすべき。
- ・ 地方創生の観点で行われている地域団体商標の支援や産学連携の支援等の取組にさらに力を入れ、大きな経済効果を生ませることが重要。
- ・ 地域経済の活性化やイノベーション創出に向け、もう一步踏み込んだ施策を考えていくことが必要。
- ・ 中小企業対策として金融機関の取組の重要性が高まっている。顧客とのリレーション強化のためのコミュニケーションツールとして知財を活用してほしい。

《本会合での主な論点》

- ・ 地域経済を支えている地方中小企業を支援していくうえで、さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 中小企業を支援する人材、機関をサポートするためにさらに取り組むべきことは何か。
- ・ 地域に波及効果の高い地域産業を創出する観点から、金融機関や支援機関など関係者による「地域ぐるみ」の取組を促すうえで、金融機関や支援機関など関係者がさらに取り組むべきことは何か。

2. 「攻め」の農林水産業・食料産業を支える知財活用・強化

(1) 知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

○ 地理的表示、育成者権など農業等関係知財の国内外での保護；

- ・ 日EU・EPAにおいて、相互のGI産品を高いレベルで保護。今後も国際交渉を通じて海外でのGI産品の保護を推進。(農林水産省)
- ・ 知財総合支援窓口における相談体制の充実を図るため、農政局・経済産業局・知財総合支援窓口の担当者等を対象とした研修を実施。(農林水産省、経済産業省)
- ・ 育成者権をより効果的に保護するため、種苗制度の在り方を検討。(育成者権の保護対象の明確化、農業者の自家増殖)(農林水産省)
- ・ 品種登録出願後に商標出願との兼ね合いで名称変更を余儀なくされる問題について検討。(農林水産省、経済産業省)
- ・ 種子の海外流出、我が国の農林水産物(特に地域ブランド産品)の海外での冒認出願への対策強化。(農林水産省)

○ JAS 規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進；

- ・ 本年6月にJAS法を改正し、強みのアピールにつながる多様な規格を戦略的に活用・制定。(農林水産省)
- ・ 我が国の食品等の競争力強化に向け、今後、JAS規格の国際化を検討。(農林水産省)

○ 農業分野におけるデータ利活用の促進；

- ・ 農業分野における様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」のプロトタイプを平成29年中に立ち上げ。(農林水産省)
- ・ 農業分野のデータ保護・利活用に係るガイドラインの策定に向け検討。(農林水産省)

(2) 第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 農業分野では、知財の管理の問題は依然として大きな問題と認識。
- ・ 知財の重要性の普及啓発という観点では、農業をやっているならば必ずアクセスする場所(例えば窓口など)にフックをかけることが有効では。
- ・ 農業従事者に知財の活用に関する「気づき」を与えるような取組や、技術者に農業現場の課題に関する「気づき」を与えるような取組が重要。
- ・ 単に農産物を輸出するだけでなく、農業ICT全体のパッケージを日本ブランドで輸出して、現地で食の安全をつくる、というような世界観も意識しておくべき。

《本会合での主な論点》

- ・ 地理的表示、植物品種についての支援策や、相談窓口の設置等、現在行われている農林水産分野における支援策を踏まえ、さらに取り組むべきことはあるか。
- ・ 農業従事者に知財の活用に関する「気づき」を与えるために、また、技術者に農業現場の課題に関する「気づき」を与えるために、取り組むべきことは何か。
- ・ 直近の法改正(GI法改正、JAS法改正)を受け、その実効性を高めるためにさらに取り組むべきことは何か。

3. 知財・標準化戦略の一体的推進

(1) 知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

○ 企業・業界における標準化戦略の強化；

- ・ 本年 10 月に出された、今後の基準認証の在り方についての答申を受け、工業標準化法（JIS 法）改正を検討中。（経済産業省）
- ・ 先端技術や社会システム分野等に関する国際標準原案の開発・提案等を国立研究開発法人等とも連携して実施。（経済産業省）
- ・ 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について、次期通常国会への弁理士法改正法案提出を視野に検討中。（経済産業省）

○ オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方；

- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が開発したグローバルな知財人材育成のためのケース教材を活用し、中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材等の人材育成を推進。（経済産業省）

(2) 第 1 回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第 1 回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 標準化に関しては、Society5.0 を視野に入れ、もっと広い産業界に広げていく活動、経営者の啓発等に取り組み、推進体制を強化すべき。
- ・ 標準化では世の中の仕組みを作るという意識が重要であり、このような意識付けをするための普及啓発が必要。
- ・ 「新市場創造型標準化制度」は非常に画期的な制度だと評価しているが、地方中小企業には浸透しておらず、さらなる普及啓発活動が必要では。
- ・ ケース教材を活用したセミナーは大変有益だった。これを地方でも開催し、地方中小企業が勉強できるような地盤を作るべき。

《本会合での主な論点》

- ・ 国際標準化を進めていく上で、官民の国際標準化体制はどうあるべきか。特に、国立研究開発法人をどのように活用すべきか。
- ・ 欧米、新興国の積極的な標準化活動に対して、我が国ではどのような標準化人材をどのように確保していくのか。
- ・ JIS 法改正の検討状況を踏まえ、さらに取り組むべきことは何か。

以 上